通学区域の見直しに関する事務局案

1 見直しの時期は、令和7年4月1日とする。

※未就学児の保護者からは統合を急いでほしいという意見多数。一方で、在校生の保護者は、 自分の子までは小谷小学校で卒業したいといった意見多数。

時期については、立場の違いにより異なるが、今後、児童数が一桁になることが推測され(令和8、10年度)、今までよりもさらに小規模化し、他校との教育環境の差は拡大してくることから、計画の中で最も早い時期を選択。

2 通学区域について

	明用	前砂	三町免	小谷北	小谷南
指定校	吹上小学校	吹上小学校	赤見台第二小学校	赤見台第二小学校	箕田小学校
	₩	₩	\downarrow	\downarrow	ψ
	吹上中学校	吹上中学校	赤見台中学校	赤見台中学校	赤見台中学校

3 経過措置の設定

- (1) 再編に伴い、小谷小学校の在校生は、上記に示した通学区域のほか、吹上小学校への通学を可能とする経過措置を設ける。
- (2) 経過措置の期間は、再編の前年度に在校生であった児童全員が小学校を卒業するまでとする。(令和7年4月1日の再編とした場合は、令和6年度入学児童が卒業するまで)
- (3) 経過措置期間においては、スクールバスの運行規則に基づき、吹上小学校から直線距離で 2km を超える区域から通学する児童を対象にスクールバスによる登下校支援を実施する。
- (4) 吹上小学校を卒業する児童は吹上中学校への進学を可能とする。

4 再編以降に入学する児童について

- (1) 指定校への通学に関して、登校時に下級生のみとなる場合や、人数が著しく少なく通学 班が組めない場合は、スクールガードリーダーや交通指導員等の人員配置をはじめ、登下 校の安全性を確保する。
- (2) 兄弟姉妹で同じ学校へ通学できるよう兄・姉が吹上小学校へ在籍している場合には、吹上小学校への入学を認めることとする。ただし、吹上小学校へのスクールバスの運行については、経過措置期間に限ることから、それ以降は保護者の責任において登下校となる。